

桑名市水道事業会計及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月10日

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市上下水道事業管理規程第6号

桑名市水道事業会計及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

桑名市水道事業会計及び下水道事業会計規程（平成16年桑名市公営企業管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1 その1 水道事業勘定科目表収益の表中「

」を「	配当金	
	配当金	
	他会計負担金	

」に改める。

別表第1 その1 水道事業勘定科目表資産の表中「基金設置条例」を「桑名市上下水道事業の減債基金及び建設改良基金条例（平成16年桑名市条例第72号。以下「基金条例」という。）」に改める。

別表第1 その2 下水道事業勘定科目表収益の表中「

」を「	配当金	
	配当金	
	他会計負担金	

」に改める。

別表第1 その2 下水道事業勘定科目表資産の表中「基金設置条例」を「基金条例」に改める。

別表第2 路面復旧費の項中「道路法」の次に「（昭和27年法律第180号）」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。